

栗原市告示第152号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等と認めた次の建築物について、当該特定空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対し、法第14条第3項の規定に基づき、次のとおり措置をとることを命じたので、同条第11項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月16日

栗原市長 佐藤 智



1. 建築物の所在地等

- (1) 所在地 栗原市栗駒岩ヶ崎八日町32番地
- (2) 家屋番号 32番の1、32番の2、32番の3
- (3) 用途 【店舗・居宅】木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
【物置】木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
- (4) 床面積 916.6㎡（建物登記情報）

2. 措置の内容

本物件は、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがあり、地域の景観を損ね、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしているため、対象物件の周辺地域への倒壊等の防止または解体を講じ、改善を行うこと。

なお、特定空家等の除却により発生する動産等は、措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

3. 措置の期限

令和5年8月15日

4. 問合せ先

栗原市建設部都市計画課

電話：0228-22-1154

FAX：0228-22-0313